

令和6年4月17日

保護者様

青翔開智中学校・高等学校

校長 織田澤 博樹

## 出席停止に係る学校への連絡について（お願い）

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
学校保健安全法に定められた感染症（裏面掲載）にかかった場合、他の生徒にうつるおそれのある期間は登校できないことになっています。

つきましては、感染症にかかった場合の欠席連絡は、下記の方法でよろしくおねがいします。

### 記

#### （１）学校への連絡方法

「BLEND 欠席連絡のコメント欄」に記載してください。（登校許可書の提出は不要です）

#### （２）連絡内容

- ①診断名
- ②発症日（発熱等症状が出た日）
- ③受診医療機関名
- ④診断日
- ⑤登校可能となる日

例) インフルエンザ ○月○日発症 ○○クリニック ○月○日診断 ○月○日登校予定

#### （３）自宅にて療養に努める

この期間は欠席扱いになりません。出席停止期間は各々の感染症に応じて異なります。裏面「学校において予防すべき感染症の種類」をご確認ください。

#### （４）その他

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間に「症状が軽快」とありますが、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

以上

【参考】

学校において予防すべき感染症の種類  
(学校保健安全法施行規則第 18 条より抜粋)

|     |   |
|-----|---|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。)、特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。) |
| 第二種 | インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎  |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症   |

出席停止期間(学校保健安全法施行規則第 19 条より抜粋)

|     |   |   |
|-----|---|---|
| 第一種 |   | 治癒するまで                                      |
| 第二種 | インフルエンザ<br>※特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。 | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで   |
|     | 百日咳                                       | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで     |
|     | 麻疹  | 解熱後3日を経過するまで                                |
|     | 流行性耳下腺                                    | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
|     | 風しん                                       | 発疹が消失するまで                                   |
|     | 水痘  | すべての発疹が痂皮化するまで                              |
|     | 咽頭結膜熱                                     | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                         |
|     | 新型コロナウイルス感染症                              | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで            |
|     | 結核<br>髄膜炎菌性髄膜炎                            | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで         |
| 第三種 |   | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで         |